

特別版

福井県からのお知らせ

新型コロナウイルス感染症は5類感染症に移行しました。

感染症法に基づく外出制限がなくなりました。

- 外出を控えるかどうかは、個人の判断となります。周囲の方や事業者におかれても、個人の主体的な判断が尊重されるよう、ご配慮をお願いします。

※発症翌日から5日間経過かつ症状軽快から24時間の経過が療養期間の目安となります。

※学校の出席停止期間は、発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまでとなります。

※起算日は発症した日や症状が軽快した日の「翌日」です。

医療機関での医療費の一部に自己負担が必要です。

- 外来での診察や検査について、新型コロナ治療薬を除き、一部自己負担が必要です。

- 入院した場合も一部自己負担が生じます。

※新型コロナ治療薬や入院費(一部)の公費負担は9月末までの予定です。

新型コロナ総合相談センターの相談業務は継続しています。

- 医療機関への受診や感染された方の体調急変時の相談、ワクチンに関する相談、新型コロナウイルス感染症全般の相談はこちらから

  **0570-051-280**

5類に移行しても、感染が収まるわけではありません。日常生活に、体調管理や手洗い、換気などの感染対策を取り込んでいきましょう。

体調管理

- 体調がすぐれないときは、早期に医療機関を受診しましょう。
- 発症してから10日経過するまではマスクを着用し、重症化リスクのある方との接触は控えましょう。

手洗い等の手指衛生

- 帰宅時などには、まず手を洗いましょう。

換気

- 定期的に窓を開けるなど、換気を実施しましょう。

咳エチケットとその場に応じたマスク着用

- 医療機関など、マスク着用を求められる場面ではご協力ください。
- 症状のある方などがやむを得ず外出する場合は、マスクを着用しましょう。